

医事紛争のしおり

医事紛争に巻き込まれてもめげないでください

岡山県医師会理事 田淵 和久

平成28年岡山県医師会は、医事紛争に関しての手引きを発刊いたしました。

どんなに注意して日常診療を行っていても、想定外の事故は誰にでも起こる可能性があります。

一旦事故が起こりましたら、それまで良好な関係であった患者さんの身体に、なんらかの損傷が加わったのですから、先生の心に負担がかかることは間違いありません。事故のことを無神経に嘯いて、反省せず事故をリピートされる先生も知っていますが、事故がきっかけで自信を失い診療を辞めた先生、萎縮診療になってしまった先生も知っています。

最近では医療安全管理者、医事紛争担当者、院内弁護士など専門的に対応する組織がある病院もあります。今回の話はそういう部署も持たず、院長先生一人でクリニックを守っておられる施設が対象のお話だと思ってください。

医療裁判になりますと、これまでの患者さんとの信頼関係などまったく役に立たなくなります。相手方弁護士は、被告である先生に1%でもミスを見つけようと、心を本当に打ちのめしてしまうほど徹底してしつこく糾弾してまいります。

しかし、そんな脅しを心にとめないでください。我々医師は、基本的には患者さんの健康を守るにはどうするべきかを考え、昼夜を問わず心から患者さんに相対してきたのですから、その姿勢を崩す必要はありません。

たとえ酷い訴えをされても心を痛めることなく、今まで以上に前向きに診療を続けていただきたいものです。

一旦事故が発生した時は、手引書を参照していただき岡山県医師会にご相談ください。必要に応じ、担当理事が相談に応じ、岡山県医師会顧問弁護士をご紹介いたします。必要に応じて日本医師会に対し、岡山県医師会意見書をまとめて提出いたします。その結果、有責、無責の判断や、補償金額の目安などが示されます。

相手方代理人弁護士は、「くそ！失礼な」と思うほどまでしつこく聞いてまいります。やはり丁寧に答えることは必要です。その結果をふまえ和解など協議に入るのが通常ですが、時には突然提訴というかたちで紛争に突入することもあります。ただ、医療訴訟には持ちこみたくない、なんとか早く示談で済ませたいと焦られるかもしれませんが、間違っても医師会に相談する前に示談交渉などなさらないようお願いいたします。

日本医師会医師賠償責任保険（日医医賠責保険）の場合、最初に岡山県医師会を通していただかなければ、最終的に保険金が支払われないことが起こってしまいます。

裁判は通常一審判決までに数年かかりますので、かかる時間と心労は相当なも

のになることは間違いありません。しかも、裁判になると全て金に換算されてしまふのですから、感情は抑え、淡々と弁護士が求められる内容に答えていくのが最上だと思います。

また、裁判で求められるのは「証拠」です。どんなに具体的に説明しようとも、それを立証する「証拠」がなければ、裁判所は取り上げてくれません。

医療側の過失を問うためには、立証責任は患者さん側にありますので、慌てずその「証拠」を打ち消す事実を示すように心がけて行けば良いということになります。そこでカルテに何が書いてあるかが一番必要になります。日頃から、カルテには微にいり細にいり、できるだけ多く記載するようにしておく必要があります。

最近では説明責任義務違反を問われることが多いです。看護記録が次に重要です。看護師の記録は、先生方に決定的な負けの因子が含まれることが多いので、注意が必要です。

カルテの改ざんは最もしてはいけない行為で、もし改ざんがあればカルテの信用性は全くなくなります。この点はぜひ気を付けていただきたいです。

裁判は争点整理をしながら証拠提出、原告の主張、それに対する被告の反論など書面での戦いが2～3カ月に一度のペースで進みます。代理人による戦いが続くわけですが、私は個人的には裁判に立ち会われ、いったい何が争点で相手方がなにを言いたいのか、裁判所が何を問題にされようとしているのか理解されたほうが良いとは思いますが、必ず出なければならないものでもありません。

診療の都合が悪ければ次回期日の変更を申し出ることは、何ら問題なく簡単です。自分の診療に差し支えないようにされたら良いと思います。

先生が事実を語らねば弁護士は一步も動けません。弁護士に任せきりにされず、きちんと事故にいたる経過を把握し、感情的にならず弁護士に説明をしてください。先生に対する証人尋問はあると思って対処されたほうが良いでしょう。想定問答を弁護士としっかり行っておかれることをお勧めいたします。

近年は、1億円を超える高額賠償例も増えております。2億円まで補償の日本医師会医師賠償責任特約保険(特約保険)をつけておかれることもお勧めします。

日医医賠責保険は100万円までは自己負担となっておりますので、100万円までは別枠の保険でカバーされると良いでしょう。

いずれにしても、提訴されてもめげることなく、ただ提訴の内容を加味し自院の態勢改善をはかりつつ、今まで通りの日常の診療をお続けになることが肝要だと思います。